



平成26年度能力開発基本調査(企業票)

所在地		
企業名		
郵便バーコード		
企業ID		産業分類番号
パスワード		

記入担当者
所属課名
電話番号
メールアドレス
氏名

宛名の所在地、貴社名に誤りがある場合には赤色ボールペン等でご訂正ください。

**この調査は、上記のID、パスワードにて、オンラインでもご回答いただけます。
アクセス方法などは同封の「オンライン回答のご案内」をご覧ください。**

調査にあたって

- この調査票に記入された事項については、個別企業の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。
- この調査票は、企業を調査単位としております。本社以外に支社、工場及び営業所などの事業所があれば、それらも含めてご回答ください。
- 特にことわりのないかぎり、**平成26年10月1日現在**の状況についてご記入ください。
- 特にことわりのないかぎり、該当する選択肢を1つ選び番号を○で囲んでください。ただし、**回答欄が網掛けの場合は、設問に従って複数回答**をお願いします。
- 文中で数字(*¹、*²...)を付している用語には、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 調査票の実数記入欄など、ご記入上特にご注意いただきたい点について、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 記入が終わりましたら、同封の封筒(切手不要)で**平成26年10月24日まで**にご返送ください。
- 調査票の内容などにご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

調査のお問合せ： 厚生労働省能力開発基本調査事務局
TEL：0120-966-326
FAX：03-3256-7471
メール：nou-ki@surece.co.jp

調査主体： 厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室

I 貴社の概要について

すべての企業にうかがいます

問1 貴社全体（本社、支社、工場、営業所等を含めた全体）の常用労働者*¹数を正社員*²、正社員以外*³に分けてご記入ください（平成26年10月1日現在）。

（いない場合は「0」をご記入ください。）

	常用労働者数				
正社員	●	●	●	●	人
正社員以外	●	●	●	●	人

【問1】

貴社に直接雇用されずに、事業所内で就業する者（派遣労働者及び請負労働者）は含みません。

II OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用について

すべての企業にうかがいます

問2

（1）貴社では平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）に、OFF-JT*⁴又は自己啓発*⁵支援に費用を支出しましたか。それぞれ該当するもの**1つ**に○をつけてください。

	支出した	支出していない
OFF-JT	1	2
自己啓発支援	1	2

いずれも「2」の場合は
3頁問3へ

問2(1)で「1 支出した」に○をつけた企業にうかがいます

（2）貴社が平成25年度に実施した、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した総額はいくらですか。OFF-JT及び自己啓発支援それぞれの総額をご記入ください（単位は万円です。一万円未満は万の位に「0」をご記入ください。）。

平成25年度	OFF-JT					円
	百十	億千	百	十	万	
	●	●	●	●	●	0,000

平成25年度	自己啓発支援					円
	百十	億千	百	十	万	
	●	●	●	●	●	0,000

* 1 常用労働者

貴社に直接雇用されている労働者で①・②のどちらかに該当する労働者をいいます。

なお、別企業に出向している者は含めないでください。

① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

② 臨時又は日雇労働者で、調査日前の2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者

* 2 正社員

常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、パートタイム労働者などを除いた、いわゆる正社員をいいます。

* 3 正社員以外

常用労働者のうち、上記正社員以外の人をいいます（「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称と呼ばれている人など）。なお、派遣労働者及び請負労働者は含みません。

* 4 OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で実施する教育訓練（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）が、これに含まれます。

* 5 自己啓発

労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいいます（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含みません。）。

Ⅲ 能力開発の考え方について

すべての企業にうかがいます

問3 労働者に対する貴社の能力開発の考え方は、次にあげるAとBのどちらに近いですか。正社員、正社員以外に分けて、○をつけてください（項目ごとに該当するもの1つに○をつけてください。）。

正社員

能力開発の考え方		Aである	Aに近い	Bに近い	Bである	正社員は 在籍して いない
①	労働者の能力開発方針は A：企業主体で決定 B：労働者個人主体で決定	1	2	3	4	5
②	職業能力評価を行い、かつ、処遇 に関連づけていく A：そのように実施する B：そのように実施しない	1	2	3	4	
③	どの範囲の労働者の能力を高める 教育訓練を重視するか A：労働者全体 B：選抜した労働者	1	2	3	4	
④	重視する教育訓練は A：OJT* ⁶ B：OFF-JT	1	2	3	4	
⑤	教育訓練の実施は A：外部委託・アウトソーシング ⁷ B：社内	1	2	3	4	

正社員以外

能力開発の考え方		Aである	Aに近い	Bに近い	Bである	正社員 以外は 在籍して いない
①	労働者の能力開発方針は A：企業主体で決定 B：労働者個人主体で決定	1	2	3	4	5
②	職業能力評価を行い、かつ、処遇 に関連づけていく A：そのように実施する B：そのように実施しない	1	2	3	4	
③	どの範囲の労働者の能力を高める 教育訓練を重視するか A：労働者全体 B：選抜した労働者	1	2	3	4	
④	重視する教育訓練は A：OJT* ⁶ B：OFF-JT	1	2	3	4	
⑤	教育訓練の実施は A：外部委託・アウトソーシング ⁷ B：社内	1	2	3	4	

* 6 OJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいいます。直接の上司が、業務の中で作業方法等について、部下に指導することなどがこれにあたります。

IV 能力開発の実績・見込みについて

すべての企業にうかがいます

問4 労働者一人当たりの教育訓練費として、OFF-JT又は自己啓発支援の費用について、過去3年間(平成23年度～平成25年度)の実績及び今後3年間(平成26年度～平成28年度)の見込みについてお答えください。正社員、正社員以外ごとにそれぞれ該当するもの**1つ**に○をつけてください。

正社員

	過去3年間					今後3年間				
	増加した	増減なし	減少した	実績なし	正社員は在籍していない	増加させる予定	増減なしの予定	減少させる予定	実施しない予定	正社員は在籍していない
OFF-JT	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
自己啓発支援	1	2	3	4		1	2	3	4	

正社員以外

	過去3年間					今後3年間				
	増加した	増減なし	減少した	実績なし	正社員以外は在籍していない	増加させる予定	増減なしの予定	減少させる予定	実施しない予定	正社員以外は在籍していない
OFF-JT	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
自己啓発支援	1	2	3	4		1	2	3	4	

V 事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者について

すべての企業にうかがいます

問5

(1) 貴社では、事業所において、職業能力開発促進法第11条に定める事業内職業能力開発計画^{*7}を作成していますか。該当するもの**1つ**に○をつけてください。

すべての事業所において作成している	1
一部の事業所においては作成している	2
いずれの事業所においても作成していない	3

→ 5頁問6(1)へ

問5(1)で「1 すべての事業所において作成している」又は「2 一部の事業所においては作成している」に○をつけた企業にうかがいます

(2) 事業内職業能力開発計画を作成している事業所について、どのような方法で作成していますか。該当するもの**1つ**に○をつけてください。

本社が事業内職業能力開発計画を一つ作成し、すべての事業所に適用している	1
すべての事業所について、事業所ごとに作成している	2
本社が作成した事業内職業能力開発計画を適用している事業所と、事業所ごとに作成している事業所がある	3

*7 事業内職業能力開発計画

職業能力開発促進法第11条により規定された、「事業主が、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するために作成する計画」をいいます。

すべての企業にうかがいます

問6

(1) 貴社では、事業所において、職業能力開発促進法第12条に定める職業能力開発推進者*8を選任していますか。該当するもの1つに○をつけてください。

すべての事業所において選任している	1
一部の事業所においては選任している	2
いずれの事業所においても選任していない	3

→ 問7へ

問6(1)で「1 すべての事業所において選任している」又は「2 一部の事業所においては選任している」に○をつけた企業にうかがいます

(2) 職業能力開発推進者を選任している事業所について、どのような方法で選任していますか。該当するもの1つに○をつけてください。

本社が職業能力開発推進者を一人選任し、すべての事業所について兼任させている	1
すべての事業所について、事業所ごとに選任している	2
本社が選任した職業能力開発推進者を配置している事業所と、事業所ごとに選任している事業所がある	3
他の事業所もしくは他の事業主と共同で選任している	4
その他	5

*8 職業能力開発推進者

職業能力開発促進法第12条により規定された者をいい、選任することが事業主の努力義務とされています。具体的な業務は以下のとおりです。

- ・ 事業内職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務
- ・ 職業能力開発に関し、その雇用する労働者に対し行う相談、指導等の業務 等

VI 教育訓練休暇制度の導入状況について

すべての企業にうかがいます

問7

(1) 貴社で、教育訓練休暇*9制度を導入していますか。

導入している	導入していない
1	2

↓
問8へ

*9 教育訓練休暇

教育訓練休暇とは、職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇のことをいいます。有給であるか無給であるかは問いません。また、社内での名称が異なる場合でも同様の目的で使用できる場合も含まれます。(有給の場合は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものは除きます。)

問7(1)で「2 導入していない」に○をつけた企業にうかがいます

(2) 教育訓練休暇制度を導入する予定がありますか。

予定している	1
予定していない	2

→ 問8へ

問7(2)で「2 予定していない」に○をつけた企業にうかがいます

(3) 教育訓練休暇制度を導入する予定がない理由について、該当するもの**すべて**に○をつけてください。

制度導入のメリットを感じないため	1
制度自体を知らなかったため	2
制度設計について相談できる窓口がないため	3
労働者からの制度導入の要望がないため	4
有給休暇（一部有給休暇を含む）とした場合、コスト負担が生じるため	5
その他	6

VII 公共職業訓練及び求職者支援訓練の認知状況について**すべての企業にうかがいます**

問8 公共職業訓練^{*10}及び求職者支援訓練^{*11}をご存じですか。該当するもの**1つ**に○をつけてください。

公共職業訓練及び求職者支援訓練について、知っている	1
公共職業訓練については知っているが、求職者支援訓練については知らない	2
公共職業訓練については知らないが、求職者支援訓練については知っている	3
公共職業訓練及び求職者支援訓練について、名称は知っているがよくわからない	4
公共職業訓練及び求職者支援訓練について、知らない	5

***10 公共職業訓練**

主に雇用保険受給者（例えば一定の職業経験を有し、基礎的な能力を有する者）に対して実施する実践的能力を習得する職業訓練等をいいます。

***11 求職者支援訓練**

雇用保険を受給できない方（例えば非正規労働者や就業経験の無い者等）に対して実施する基礎的な能力から習得する訓練や、基礎的な能力から実践的な能力までを一括して付与する職業訓練をいいます。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。